

後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

7月中旬に後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。保険料は、被保険者一人一人が安心して医療を受けるための、いわば「命・健康を支える大切な財源」です。

後期高齢者医療制度とは

高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、社会全体で支え合うことを目的として作られた制度です。医療費は、病院で支払う自己負担と保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち約1割が保険料で賄われます。(図1参照)

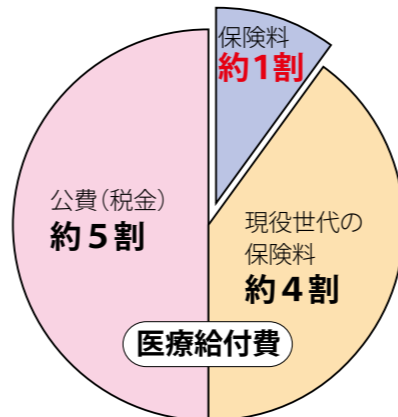


図1：医療給付費の内訳

対象となる方

75歳以上の方
65歳以上75歳未満の方で、一定の障害を持ち、加入を希望する方

年間保険料

昨年の所得情報を基に今年度の年間保険料が決まります。対象者の皆さまには、7月中旬に決定通知書を送付します。金額や納付方法などについては、同通知書でご確認ください。

保険料の納付方法

年金からの天引き(特別徴収)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の皆さまは、原則として年金天引きで納めます。この方法によりお支払いを希望される方は、手続きの必要はありません。*特別徴収は年金支給月(偶数月)が納期になります。
市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって口座振替で支払う納付方法を普通徴収といいます。

【対象者】

- ▼年金額が年額18万円未満の方
- ▼介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険が引かれている年金額の半分以上を超える方
- ▼4月2日以降に年齢到達や転入により後期高齢者医療の対象者になった方
- *納期は資格取得日以降となります。
- ▼申し出により特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)へ変更された方
- *10月から新たに特別徴収が開始される方もいます。(併用徴収)

普通徴収の納期

期別	納期限
第1期	7月31日(木)
第2期	9月1日(月)
第3期	10月31日(金)
第4期	12月1日(月)
第5期	平成27年2月2日(月)
第6期	平成27年3月2日(月)

納付方法の変更

特別徴収(年金天引き)の方でも、申し出により普通徴収(口座振替)に変更することができます。

- 金融機関で
- ① 被保険者証
 - ② 通帳
 - ③ 通帳の印鑑
- を持って口座振替の手続きをする。

- 市役所の窓口で
- ① 金融機関に提出した口座振替依頼書の控え
 - ② 被保険者証
 - ③ 印鑑
- を持って「納付方法変更」の申し出をする。

直近の停止可能月から年金天引きが停止され、それ以降口座から保険料の引き落としが開始される。

後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。現在、被保険者一人当たりの医療給付費は年々増加しており、高齢化の進展とともに、今後も増えることが見込まれています。そのため、平成26年度および平成27年度の保険料率を改定することになりましたので、ご理解をお願いします。

○保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

$$\text{均等割額 } 51,500 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額} - \text{基礎控除} 33 \text{万円}) \times \text{所得割率} 9.32(\%) = \text{年間保険料 } (\text{限度額 } 57 \text{万円})$$

■均等割額 ■所得割額に係る所得割率 ■年間保険料限度額

変更前 48,500円	→	変更後 51,500円	変更前 9.05%	→	変更後 9.32%	変更前 55万円	→	変更後 57万円
----------------	---	-----------------------	--------------	---	---------------------	-------------	---	--------------------

●世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

総所得金額等の合計額が次の基準以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得がない)	9割	5,100円
33万円以下(上記以外)	8.5割	7,700円
33万円+(24万5千円×被保険者数)	5割	25,700円
33万円+(45万円×被保険者の数)	2割	41,200円



●被保険者本人の所得金額に応じて所得割額が軽減されます。

本人の所得額	軽減割合	軽減後の所得割率
91万円以下	5割	9.32%×0.5

●加入する直前まで、ご家族のお勤め先の健康保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます。

【注】ただし、市町村国保や国保組合は含みません。

軽減割合	軽減後の年間保険料額
9割	5,100円

【問合せ】本庁保険年金課高齢者医療グループ
☎(23)5111(内線2831~2833)